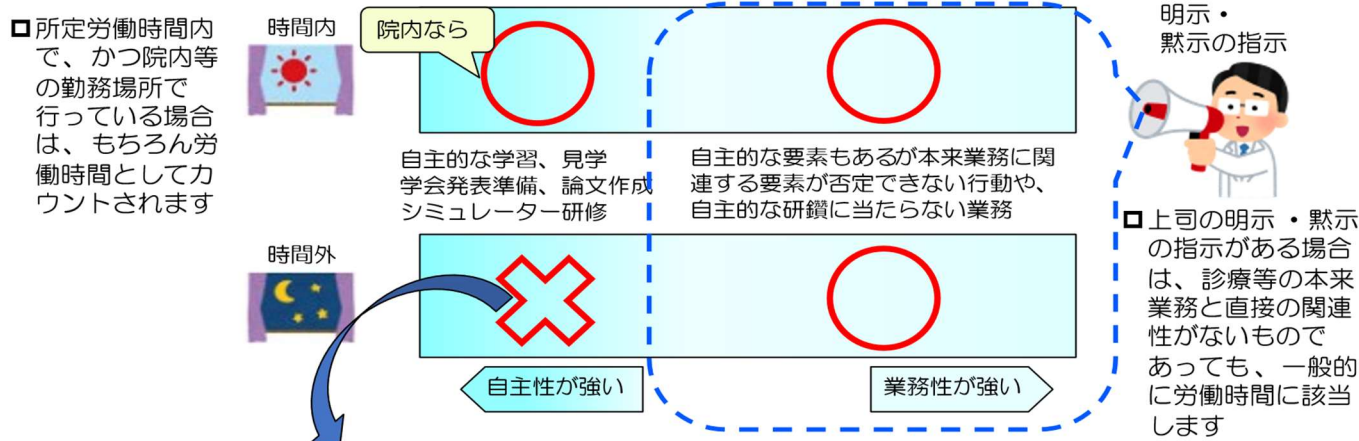


## 医師の研鑽に係る労働時間の考え方について

医学は高度に専門的であることに加え、日進月歩の技術革新がなされていることから、皆さんは知識の習得や技能の向上のために日々、研鑽に努められていることでしょう。この研鑽を行っている時間は労働時間に当たるのかどうか判断に悩まれると思います。今号では、労働基準局の通達や説明会資料に基づき、医師の研鑽時間の取扱いに関する考え方を紹介します。



研鑽の種類	一般診療の知識、技能の習得のための学習	学位や専門性、資格などの取得や更新のための行動	手技・処置の技能向上のための見学
研鑽の具体的内容	診療ガイドライン、新しい治療法や新薬についての勉強、自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り、シミュレーターを用いた手技の練習等	学会や外部の勉強会への参加・発表準備、院内勉強会への参加・発表準備、本来業務とは区別された臨床研究に係る診療データの整理・症例報告の作成・論文執筆、大学院の受験勉強、専門医の取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講等	手術・処置等の見学の機会の確保や症例経験を蓄積するために、時間外に、見学（見学の延長上で診療・診療の補助を行う場合を含む。）を行うこと等
労働時間に該当するかどうかの考え方	在院して行う場合でも労働時間に該当しない  <b>例外：</b> ・診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なものは労働時間に該当	上司や先輩である医師から論文作成等を奨励されている事情があっても労働時間に該当しない  <b>例外：</b> ・当該の研鑽を行わない場合、就業規則上の制裁等の不利益が課されるために実施せざるを得ないものは労働時間に該当 ・研鑽が業務上必須である場合は労働時間に該当	上司や先輩である医師から見学が奨励されている事情を勘案しても労働時間に該当しない  <b>例外：</b> ・見学中に診療や診療のサポート行為を行った場合は、行った時間は労働時間に該当 ・見学中に診療やサポートを行うことが慣習化、常態化している場合は見学の時間全てが労働時間に該当

医師本人及び当該医師の労働時間管理を行う上司を含む使用者が、研鑽のうち労働時間に該当する範囲を明確に認識し得るよう、**医療機関ごとに取扱いを明確化して、書面等に示し、職員に周知することが大切**です。そのうえで、申し出や承認がきちんとできる運用をしていきましょう。

今号の内容の詳細は、「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」（令和元年7月1日労働基準局長通達）、「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間の考え方についての運用に当たっての留意事項について」（令和元年7月1日労働基準局監督課長通達）でご確認ください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

## 高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ~ 17:15 まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail [kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp](mailto:kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp)

勤務環境のことならお任せ

